

## 独立行政法人国立公文書館第2期中期計画の変更について

### 1. 変更の概要

平成21年度第一次補正予算に計上されたデジタルアーカイブ推進事業について、執行停止が閣議決定（平成21年10月16日）されたことに伴い、中期計画予算等を減額変更するもの。  
なお、上記事業については内閣総理大臣が事業廃止を承認している（平成21年11月19日）。

### 2. 第2期中期計画の変更

中期計画予算、収支計画、資金計画の平成21年度補正予算に係る項目、予算額を削除する。  
（結果、第一次補正予算に計上される前の状態に戻るものとなる）

### 変更箇所

○別紙 中期計画予算、収支計画、資金計画

### ※ 今後のスケジュール

独立行政法人通則法第67条第2号に基づく財務大臣協議、内閣総理大臣による認可  
（2月下旬目途）

※ なお、中期目標のデジタルアーカイブ化の推進において、「計画的に所蔵資料のデジタル化を推進すること」とされており、今般の補正執行停止による公文書等のデジタルアーカイブ化推進の変更については計画の範囲内であることから、中期目標の変更は行わない。